

参 考 资 料

◆目標となる指標一覧

1 食の安全 ～生産から消費に至る食品の安全性の確保～

指 標 名	基準値 (2017 年度)	目標値 (2022 年度)
H A C C P 支援チーム支援事業所数 (累計) ※	1 8 事業所	1 0 0 事業所
H A C C P に関する講習会の開催回数 ※	1 4 回/年	2 0 回/年
J G A P 認証件数 (累計)	1 2 件	3 0 件
鳥インフルエンザモニタリング実施率	1 0 0 %	1 0 0 %
動物用医薬品の使用実態調査実施率	1 0 0 %	1 0 0 %
貝毒プランクトンモニタリング実施率	1 0 0 %	1 0 0 %
エコやまぐち農産物認証件数 (累計)	5 5 5 件	6 5 0 件
食中毒発生件数 (過去 5 年間平均)	1 3 件	減らす
食品営業施設の監視指導実施率	8 6 . 3 %	維持する
輸入食品の安全性に関する県民の不安	8 3 . 0 %	減らす
輸入食品の検査件数	2 8 0 件/年	維持する
人口 10 万人当たりの食品の検査件数	2 6 3 件/年	維持する

※ 「H A C C P 支援チーム支援事業所数 (累計)」及び「H A C C P に関する講習会の開催回数」の目標値は 2021 年度です。

2 食の安心 ～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～

指 標 名	基準値 (2017 年度)	目標値 (2022 年度)
表示適正事業所数（累計）	5 事業所	20 事業所
食品表示責任者数	2, 398 人	2, 700 人
食品表示合同パトロール実施店舗数	249 店舗/年	維持する
食の安心モニターの委嘱者数（累計）	450 人	700 人
リスクコミュニケーションの実施回数	38 回/年	45 回/年
食の安心コミュニティ活動リーダー登録者数	67 人	維持する
食の安心・安全メーリングリスト登録者数	2, 760 人	維持する
若い世代を対象とした講習会等への参加者数	295 人/年	500 人/年

3 参画と協働 ～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～

指 標 名	基準値 (2017 年度)	目標値 (2022 年度)
食品に対する県民の不安	71.3%	減らす
食育に関心を持っている県民の割合	72.0%	90%以上
食品ロス取組協力店舗数（累計）	269 店舗	300 店舗以上

◆改定の経緯

年月日	実施内容等
2018(平成30)年 5月29日	《第1回 山口県食の安心・安全審議会》 食の安心・安全の推進について
6月12日 ～6月22日	《第2回 山口県食の安心・安全審議会》 「山口県食の安心・安全推進基本計画」(改定版) 素案について
7月9日 ～8月8日	「山口県食の安心・安全推進基本計画」(改定版) 素案に対する パブリック・コメント
9月10日	《第3回 山口県食の安心・安全審議会》 「山口県食の安心・安全推進基本計画」(改定版) 最終案について

◆素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の結果概要

1 県民意見募集の実施

(1) 募集期間

2018(平成30)年7月9日(月)～8月8日(水)

(2) 閲覧方法

- ① 県庁ホームページ
- ② 文書閲覧(県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センター等)
- ③ 意見提出方法(郵送、FAX、電子メール)

2 提出意見の内容

13件の意見提出があり、その内容は次のとおりでした。

事 項	件 数
「食の安心・安全」に関すること	2
その他	11

山口県食の安心・安全推進条例

平成20年12月24日公布
平成21年 4月 1日施行
平成20年山口県条例第43号

改正 平成26年10月14日条例第36号
平成27年 7月14日条例第36号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 食の安心・安全に関する基本的施策（第八条—第二十四条）

第三章 健康被害の防止及び食品表示の適正化に関する措置（第二十五条—第三十条）

第四章 山口県食の安心・安全審議会（第三十一条）

第五章 雑則（第三十二条）

附則

食は、人の生命と健康の源であり、人が生きていく上で欠くことのできないものである。健全な食生活を維持し、豊かな暮らしを実現するために、食品の安全性の確保は不可欠であり、私たちは、その安全性を信頼してはじめて、安心して食生活を営むことができる。

本県は、三方が海に開けた豊かな自然に恵まれ、多彩な農林水産物や優れた加工食品の生産地となっている。また、この地では古くから文物が交流し、地域の歴史と伝統に培われた独自の食文化を継承し、育んできた。

一方、科学技術の進歩や国際化の進展に伴い食生活を取り巻く環境が大きく変化している中で、食品の安全性が脅かされ、又は食品に対する信頼が損なわれる事態が相次いで発生している。

こうした事態に対処し、食の安心・安全を確保することは、私たち山口県民の強い願いであり、県、食品関連事業者及び県民は、食の重要性を十分に認識し、それぞれの責務と役割を果たしながら、互いに協働して、食の安心・安全の推進に地域社会全体で取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、暮らしを安心して豊かなものとし、本県の住み良さを高めるため、将来にわたって食の安心・安全を推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食の安心・安全の推進について、基本理念を定め、並びに県、食品

関連事業者及び県民の責務及び役割を明らかにするとともに、食の安心・安全に関する施策の基本となる事項並びに県民の健康被害の防止及び食品表示の適正化に必要な事項を定めることにより、食の安心・安全を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全な食品の生産及び供給に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条** この条例において「食の安心・安全」とは、食品が十分な安全性を有しており、かつ、食品の信頼性が維持された状態となるようにすることをいう。
- 2 この条例において「食品」とは、すべての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- 3 この条例において「食品関連事業者」とは、食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第四項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- 4 この条例において「食品表示」とは、食品の品質、規格、保存の方法その他に関する表示をいう。
- 5 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる者であって、県の区域内に事業所又は事務所を有するものをいう。
- 一 食品を生産し、又は輸入することを業とする者
 - 二 食品を販売することを業とする者であって、次に掲げるもの
 - イ 食品表示基準（平成二十七年内閣府第十号）第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3に掲げる表示の方法に従い販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えた場合の当該販売者
 - ロ イに掲げる者のほか、氏名その他の自己を示す文字、記号その他のものを食品に表示して販売した者
 - 三 第一号に掲げる者により構成される団体

(基本理念)

- 第三条** 食の安心・安全は、県民の健康の保護及び食品の信頼性の確保が最も重要であるという基本的認識の下に推進されなければならない。

- 2 食の安心・安全は、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階において、それぞれの関係者が食の安心・安全に関して責任を有することを認識し、適切な措置を講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 食の安心・安全は、県、食品関連事業者及び県民が、情報及び意見の交換その他の交流を通じ、それぞれが担う責務又は役割を相互に理解し、互いの協力の下に取り組むことにより、推進されなければならない。
- 4 食の安心・安全は、県、食品関連事業者及び県民が、消費者の意識の変化に的確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する食の安心・安全の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安心・安全に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市町との連携）

第五条 県は、食の安心・安全に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町との密接な連携を図るものとする。

（食品関連事業者の責務）

- 第六条** 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食の安心・安全についての第一義的責任を有していることを認識し、食の安心・安全を推進するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する食の安心・安全に関する施策に協力する責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
 - 3 食品関連事業者は、第一項の措置を講ずるに当たっては、その使用人その他の従業者が食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めることができるよう、特に配慮しなければならない。

（県民の役割）

- 第七条** 県民は、自ら進んで食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めるよう努め、食品の消費に際しその安全性を損なうことがないよう適切に行動することによって、食の安心・安全の推進に積極的な役割を果たすものとする。
- 2 県民は、県が実施する食の安心・安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 食の安心・安全に関する基本的施策

(基本計画)

第八条 知事は、食の安心・安全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安心・安全の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 食の安心・安全に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食の安心・安全に関する施策の推進に関する目標
 - 三 食の安心・安全に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食の安心・安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県食の安心・安全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(農林水産物の安全性の確保及び信頼性の向上)

第九条 県は、農林産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、できる限り農薬を使用しない農林産物の生産技術の開発及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、畜産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、家畜の飼養に当たっての衛生的な管理の指導及び促進、家畜の伝染性疾病の検査及び監視並びに防疫体制の整備、畜産物の生産過程に関する情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、水産物の安全性の確保及び信頼性の向上のため、生鮮の水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発及びその成果の普及、水産物の生産過程に関する情報の記録及びその保管に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理の高度化)

第十条 県は、食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、食品の製造、加工又は調理を行う過程における衛生管理に関する基準を策定し、その普及に努めるものとする。

第十一条 県は、前条に定めるもののほか、食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品表示の適正化)

第十二条 県は、食品表示に対する県民の信頼を確保するため、事業所における食品表示に係る管理の体制に関する基準を策定し、その普及に努めるものとする。

第十三条 県は、前条に定めるもののほか、食品表示に対する県民の信頼を確保するため、食品表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品表示に係る制度に関し、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(緊急の事態への対処)

第十四条 県は、食品の安全性又は信頼性に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制を整備するものとする。

2 県は、前項の事態への対処について、あらかじめ、その具体的な手順を定めておくよう努めるものとする。

(情報の収集等)

第十五条 県は、食の安心・安全に関する科学的知見に基づく情報その他の情報の収集整理、分析等を行い、県民及び食品関連事業者に対し、必要な情報を提供するものとする。

(情報及び意見の交換の機会の提供)

第十六条 県は、食の安心・安全に関し、食品関連事業者と県民とが相互に理解を深めることができるようにするため、情報及び意見の交換の機会を提供するものとする。

(県民運動)

第十七条 県は、地域社会において食の安心・安全を推進する気運の醸成を図るための県民の運動（以下「県民運動」という。）が促進されるように、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町、食品関連事業者及び県民と連携し、県民運動を促進するための体制の整備に努めるものとする。

(県民の参画)

第十八条 県は、食の安心・安全の推進を担うべき高度な知識を有する人材を育成するよう努めるものとする。

2 県は、前項の人材を積極的に活用するよう努めるものとする。

(食を考える日)

第十九条 食品関連事業者及び県民は、毎月第三日曜日を標準として、おおむね毎月一回以上、一定の日を定めて、食の安心・安全の重要性を認識し、食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する知識及び理解を深めるための取組をするよう努めるものとする。

2 県は、毎年、期間を定めて、食を考える日（前項の規定により食品関連事業者及び県民が定める日をいう。）の趣旨について啓発活動を行うものとする。

（食育の推進）

第二十条 県は、県民が食の安心・安全を実践するためには、食品の安全性に関する知識及び安全な食品を自ら選択する力を習得することが必要であることにかんがみ、食育の推進を図るものとする。

（地産地消の推進）

第二十一条 県は、地産地消（食品が生産された地域内で当該食品を消費することをいう。以下同じ。）が食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する県民の知識及び理解を深め、県民と食品関連事業者との相互理解を促進することにより、食の安心・安全に資するものであることにかんがみ、地産地消を推進するものとする。

（環境への配慮）

第二十二条 県は、食品の安全性の確保に支障が生ずることを防止するため、環境に及ぼす影響が少ない生産方式の開発及びその普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（監視等の体制の整備）

第二十三条 県は、食品供給行程の各段階を通じて食品の安全性を確保するための施策を適正に実施するために必要な監視、指導及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第二十四条 県は、食の安心・安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 健康被害の防止及び食品表示の適正化に関する措置

（県民からの申出に対する措置）

第二十五条 県の機関は、県民から食品が原因となって人の健康に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがある旨又は食品表示が適正に行われておらず、若しくは行われていないおそれがある旨の申出があったときは、必要に応じ関係機関と連携して、速やかに調査を行い、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

（出荷の制限）

第二十六条 農林水産物を生産し、又は採取する者（これらの者により構成される団体を含む。）は、食品衛生法第十一条第二項又は第三項の規定により販売してはならないこととされている食品に該当する農林水産物を出荷してはならない。

(食品の自主的な回収に係る報告等)

第二十七条 特定事業者は、特定事業者又はその構成員が生産し、輸入し、又は販売した食品が食品衛生法又は食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の規定に違反して生産され、輸入され、若しくは販売され、又はそのおそれがあることにより当該食品の回収に着手したとき（次に掲げる場合を除く。）は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

- 一 食品衛生法第五十四条の規定による命令その他法令の規定による処分により回収に着手した場合
 - 二 回収に係る食品が食品表示法第五条の規定のみに違反して販売され、又はそのおそれがある場合であって、人の健康に係る被害が生ずるおそれが少ないものとして規則で定めるとき。
 - 三 当該食品が県の区域内において流通していないことが明らかである場合
 - 四 当該食品が消費者に販売されていないことが明らかである場合
- 2 自ら生産し、又は輸入した食品を直接消費者に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 知事は、第一項の規定による報告に係る回収の措置の内容が人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適当でないとき、当該報告をした者に対し、回収の措置の内容の変更その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 4 第一項の規定による報告をした者は、当該報告に係る回収の措置を終了したときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容に係る情報を公表することができる。

(食品表示責任者)

第二十八条 県の区域内に事業所又は事務所を有する食品関連事業者（食品の輸入、製造、加工又は販売を行う者に限る。）は、その営業に係る事業所又は事務所ごとに、食品表示に関する責任者（以下「食品表示責任者」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する食品関連事業者は、その営業に係る事業所又は事務所に食品表示責任者を置いたときは、食品表示責任者に次に掲げる業務を行わせるものとする。
- 一 当該事業所又は事務所において取り扱う食品の食品表示が適正に行われるように、その食品の輸入、製造、加工又は販売に従事する者を監督すること。
 - 二 役員、使用人その他の従業者に対して、食品表示に関する啓発を行うこと。
 - 三 当該事業所又は事務所における食品表示に関し、食品関連事業者に対して、必要な意見を述べること。
- 3 第一項に規定する食品関連事業者は、その営業に係る事業所又は事務所に食品表示責任者を置いたときは、前項第三号の規定による食品表示責任者の意見を尊重しなければならない。

(立入検査等)

第二十九条 知事は、第二十五条から第二十七条までの規定の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、当該食品関連事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、食品、生産資材、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において食品、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第三十条 知事は、第二十六条に規定する者が同条の規定に違反して同条に規定する農林水産物を出荷した場合又は特定事業者が第二十七条第一項の規定による報告をしない場合には、これらの者に対し、当該農林水産物の出荷の停止その他必要な措置をとり、又は同項の規定による報告をすべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合には、当該公表に係る者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 前項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例（平成七年山口県条例第一号）第三章第三節の規定の例による。

第四章 山口県食の安心・安全審議会

第三十一条 食の安心・安全に関する重要事項についての調査及び審議並びに食の安心・安全に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

- 2 審議会は、委員十五人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(規則への委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第三六号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二七年条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県食の安心・安全推進条例施行規則

平成21年 3月31日公布
平成21年 4月 1日施行
平成21年山口県規則第37号

改正 平成27年 7月14日規則第56号

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県食の安心・安全推進条例（平成二十年山口県条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれが少ない場合)

第二条 条例第二十七条第一項第二号の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当しない場合とする。

- 一 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号。以下「府令」という。）第三条第一項の表の上欄に掲げる表示事項（保存の方法及び消費期限又は賞味期限に限る。）について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合
- 二 府令第三条第二項の表の中欄に掲げる表示事項（アレルギーに限る。）について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合
- 三 府令第十八条第二項の表の中欄に掲げる表示事項（保存の方法に限る。）について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合
- 四 府令第三十二条第一項の表の上欄に掲げる表示事項（保存の方法及び消費期限又は賞味期限に限る。）について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合
- 五 府令第三十二条第二項の表の中欄に掲げる表示事項（アレルギーに限る。）について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合
- 六 府令別表第二十四の中欄に掲げる表示事項（アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）、アレルギー（特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないもの及び香料を除く。）を含むものに限る。）、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び賞味期限に限る。）について、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示しなかった場合

(食品の自主的な回収に着手した旨の報告)

第三条 条例第二十七条第一項の規定による報告をしようとする者は、食品回収着手報告書(別記第一号様式)を最寄りの保健所の長に提出しなければならない。

(食品の自主的な回収の措置の終了の報告)

第四条 条例第二十七条第四項の規定による報告をしようとする者は、食品回収終了報告書(別記第二号様式)を前条の食品回収着手報告書を受理した保健所の長に提出しなければならない。

(身分証明書の様式)

第五条 条例第二十九条第二項の身分を示す証明書は、別記第三号様式による。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

山口県食の安心・安全審議会規則

平成21年 3月31日公布
平成21年 4月 1日施行
平成21年山口県規則第36号

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県食の安心・安全推進条例(平成二十年山口県条例第四十三号)第三十一条第四項の規定に基づき、山口県食の安心・安全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の議長は、部会に属する委員が互選する。

5 前条第三項及び第四項の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、環境生活部生活衛生課において処理する。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県食の安心・安全審議会 委員名簿

委員数：13人

任 期：2017(平成29)年7月1日～2019(平成31)年6月30日

氏 名	団体・所属機関等
岩 崎 美 穂	山口県消費者団体連絡協議会 事務局長 副会長
岡 崎 悟	生活協同組合コープやまぐち 理事長
重 岡 直 子	公 募
藤 田 貴 史	(一社)山口県食品衛生協会 副会長
藤 田 健	山口大学経済学部 准教授 会 長
古 下 学	水産大学校食品科学科 准教授
堀 覚	全国農業協同組合連合会山口県本部 本部長
松 岡 静 枝	山口県地域消費者団体連絡協議会 副会長
松 村 豊	山口県食品産業協議会 会長
溝 手 朝 子	山口県立大学看護栄養学部 教授
蓑 島 啓 子	公 募
家根内 清 美	山口県食生活改善推進協議会 会長
山 田 歳 彦	山口県漁業協同組合 専務理事

(五十音順)

用語解説

い

●医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止を目的とした法律です。

え

●衛生管理計画

食品製造の各工程において、微生物、化学物質や金属片などの異物を製品に混入させないための作業手順等を計画的に管理することです。

●エコやまぐち農産物

化学農薬・化学肥料を不使用、または県慣行基準より50%以上低減して生産された農産物を県が認証したものです。

お

●黄色ブドウ球菌

人や動物に常在する細菌で、健康な人でも約3割が鼻などに保菌しています。増殖する時に、食中毒の原因となるエンテロトキシンという毒を生成します。この毒素は、100℃、30分の加熱でも無毒化されません。手から汚染を受けやすい食品（おにぎりなど）が食中毒の原因となることが多いです。

か

●貝毒プランクトン

貝毒の原因となる毒素を持ったプランクトンです。

●家畜伝染病予防法

家畜の伝染性疾病の発生の予防とまん延の防止により畜産の振興を図り、畜産経営の安定に資すること目的とする法律です。

●カンピロバクター

家畜、家きん類の腸管内に生息する細菌で、食肉（特に鶏肉）、臓器や飲料水を汚染します。加熱不十分な食肉（鶏肉）が食中毒の原因となることが多く、近年、食中毒発生件数の上位を占めています。症状が出るまでの潜伏期間が1～7日と長く、原因食品が判明しないことも多いとされています。

き

●危害分析・重要管理点（H A C C P）方式による衛生管理届

やまぐち衛生ジャンプ事業所が、その後H A C C Pを導入した場合（国及び本県の認証制度等を除く。）、保健所に届出し、事業所情報を県ホームページで公表することで、H A C C P導入をアピールできる制度です。

●G A P

「Good Agricultural Practice」の略で、「工程管理に基づく品質保証」の考え方を生産現場に導入し、食品事故等を未然に防ぐための生産工程管理の手法です。

●九州・山口地域食の安全安心連携会議

九州、山口各県の食の安全安心に係る連携を促進するため、各県の取組状況についての情報交換や危機発生に備えた情報伝達訓練を行うなど、9県の食の安全安心の確保に資することを目的としています。

●共食

一人で食べるのではなく、家族や友人、職場や地域の人など誰かと食卓を囲んで、共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることです。

け

●健康増進法

国民の健康の増進を総合的に推進するための基本的な事項を規定し、必要な措置を講じることで、国民保健の向上を図ることを目的とした法律です。

こ

●広域連携協議会

広域的な食中毒事案の発生や拡大の防止等のため、国と関係自治体の連携や協力の場として、地域ブロックごとに厚生労働大臣が設置するものです。緊急を要する場合には、この協議会を活用して広域的な食中毒事案への対応が行われます。

●高病原性鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスの感染による家きんの病気の1つで、高い致死性と強い伝播性があります。

●コーデックス

正式には「Codex Alimentarius」で、食品規格という意味を持ちます。国連の専門機関である国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）が合同でつくる国際的な食品規格で、現在、世界的に通用する唯一の食品規格です。

さ

●サイエンスカフェ

リスクコミュニケーションの形態の1つです。カフェのような気軽な雰囲気の中で専門家などがわかりやすい言葉で情報提供を行い、参加者は茶菓を喫食しながら自由に質問や意見を交わして、知識や視野を広げることができます。

●サルモネラ属菌

動物の腸管、自然界（川、下水、湖など）に広く分布する細菌です。生肉、特に鶏肉と卵を汚染することが多く、加熱不十分な食肉や、卵を使用した料理が食中毒の原因となります。この菌に感染すると、激しい腹痛、下痢、発熱、嘔吐を生じ、長期にわたり保菌者となることもあります。

し

●GLP

「Good Laboratory Practice」の略で、食品衛生検査施設の設備、試薬等の適正保管・管理、検査項目ごとの標準作業手順、検査精度の管理、検査成績書の発行の適

正管理、データ管理、検体の保管等について具体的に規定したものです。食品の収去から検査成績書発行までの全工程にわたる食品衛生検査施設の業務管理を行い、検査データの信頼性を確保します。

● J G A P

「Japan Good Agricultural Practice」の略で一般財団法人日本 GAP 協会の運営する GAP です。第三者機関の審査により、JGAP が正しく導入されていることが確認された農場は、JGAP 認証が与えられます。

● J A S 法

「日本農林規格等に関する法律」の通称です。日本農林規格による検査に合格した製品に J A S マークをつけることを認める「J A S 規格制度」と、内閣総理大臣が制定した品質表示基準に従った表示を全ての製造業者等に義務付ける「品質表示基準制度」からなります。

● 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）

米穀出荷・販売事業者に対し、加工用米などの用途が限定された米穀を、その定められた用途にのみ使用することや、他の米穀との明確な区分管理を行うこと等を義務付けた法律です。

● 飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法で定められている家畜の所有者が守るべき飼養衛生管理の基準です。

● 食育

食に関する様々な経験を通じて健全な心と体を培い、食に対する感謝の気持ちを育むことです。

● 食育月間

関係者の緊密な連携・協働を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るため、食育推進基本計画により、毎年6月を

「食育月間」と定めています。

●食育の日

一年を通じて継続的に食育推進運動を展開するため、食育推進基本計画により、毎月19日を「食育の日」と定めています。

●食事バランスガイド

1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくコマのイラストで示したものです。

●食生活改善推進員

市町村が開催する「食生活改善推進員養成講座」を修了した後、それぞれの市町村食生活改善推進協議会に属して、地域において食を通じた健康づくりのための活動を行っているボランティアです。

●食生活指針

国民一人一人が健全な食生活の実践を図ることができるよう、厚生労働省、農林水産省、文部科学省が連携して策定した指針です。食料生産・流通から食卓、健康へと幅広く食生活全体を視野に入れ、作成されています。

●食の安心・安全お届け講座

食の安心・安全について、県民が正しい知識と理解を深めることができるよう、要望等に応じて専門の職員（食品衛生監視員等）を派遣して開催する出前講座です。

●食の安心・安全体験教室

食品衛生月間を中心として、子どもや保護者に対し、食中毒発生の予防に向けた注意喚起や消費生活情報の提供を行うことより、県民の食の安心・安全に関する知識の習得と理解の促進を図るために開催する教室です。

●食の安心コミュニティ活動リーダー

食に関する専門的な知識を有し、事業者と消費者とのリスクコミュニケーションを仲介する県民をリーダーとして県に登録しており、事業者との意見交換会の企画・開催等に自主的に取り組んでいます。

●食の安心総合情報ホームページ

食品の検査結果や食品表示制度、食に関する県の取組など、食の安心・安全に関する幅広い情報を随時掲載しているホームページです。

●食の安心相談員

「食の安心・安全」に関する相談・通報に適切に対応するため、専門の職員を県東部・西部に各1名配置しています。

●食の安心相談室

「食の安心・安全」に関する相談・通報に専門の職員が対応します。

○食の安心相談室

(場 所) 県庁2階 生活衛生課内

(受付時間) 月～金曜日 8:30～17:15 (祝祭日・年末年始は除く)

●食の安心ダイヤル

食の安心安全相談室(県庁)に設置している専用の回線です。食の安心・安全に関する相談・通報に、専門の職員がお答えします。

○食の安心ダイヤル 083-933-3000

●食の安心モニター

県民と協働して食品表示の適正化や食品の安全性の確保を図るため、県の取組に対して積極的に協力する県民を「食の安心モニター」として委嘱し、食品のモニタリングを実施しています。

●食品衛生営業許可

食品衛生法に基づき、飲食店等のように公衆衛生に与える影響が著しい営業(34業種)を営むには県知事等の許可が必要です。また、この許可に際しては、5年を下らない有効期間等の必要な条件がつけられています。

●食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、国や都道府県などの職員のうち、一定の資格を有する者が任命されるもので、飲食に起因する衛生上の危害を防止するために営業施設等への

立入検査や食品衛生に関する監視指導等を行います。

●食品衛生月間

食中毒発生の未然防止と食品衛生管理の向上を図るとともに、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションを推進するため、消費者を対象とした講習会や食中毒発生予防キャンペーン等を集中的に実施する月間です。

●食品衛生指導員

県内の食品関係営業者で組織する一般社団法人山口県食品衛生協会が委嘱をする者で、営業施設の巡回指導、食中毒予防の広報活動、営業許可事務についての相談等の活動、商品の自主検査の推進、消費者への食品衛生思想の普及啓発などを行います。

●食品衛生責任者

食品の製造・加工、調理及び販売や飲食店など、食品を扱う営業所での自主的な衛生管理のため、「食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例」（平成12年山口県条例第7号）により施設ごとに設置することが義務付けられている者で、その施設、設備の衛生管理、従業員の衛生教育などを行うこととされています。

●食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的として、食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、営業施設の基準などが規定されています。

●食品関連事業者

食の安心・安全推進条例で定義する生産者・事業者です。具体的には、農林水産業の生産資材、食品添加物、器具、容器包装の生産、輸入または販売、その他事業活動を行う事業者となります。

●食品等事業者

食品衛生法に基づく食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人です。

●食品表示基準

食品表示法に基づき、食品を消費者が安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するために、販売の用に供する食品に関する表示の基準を、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに定めたものです。

●食品表示合同パトロール

食品表示に対する県民の信頼を確保し食品表示が適正に実施されるよう、県生活衛生課、保健所、中国四国農政局等で構成する監視チームが、県内のスーパー等をパトロールし食品表示の確認及び適正表示の指導を実施します。

●食品表示責任者

食の安心・安全推進条例において、県内に事務所または事業所を持つ食品関連事業者は「食品表示に関する責任者」を設置するよう努めることとしています。

●食品表示セミナー

食品関連事業者を対象として、食品表示法に基づく適正な表示を行うため、食品表示制度や注意点等について詳しく解説するセミナーです。

●食品表示法

販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他必要な事項を定めることにより、その適正を確保し一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及び農林物資の規格化等に関する法律の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するものです。

●食品ロス取組協力店舗（やまぐち食べきり協力店）

食べ残し等により発生する「まだ食べられるのに捨てられている食品（食品ロス）」の削減の取組を実践する旅館、ホテル、飲食店です。食べきりメニューの表示、お客様への聞き取りや希望量に応じた料理の提供等に取り組んでいます。

●食を考える日

食の安心・安全推進条例において、毎月第3日曜日を標準として毎月1回以上「食を考える日」を定め、食の安心・安全の重要性を認識し、知識と理解を深める取組をするよう努めることとしています。

●新奇有毒プランクトン

動物等にとって有毒な物質を生産する、これまでに見られない新しい種類のプランクトンです。

せ

●全国養殖衛生管理推進会議

魚病に関する問題や最新情報を共有し、養殖衛生管理対策を総合的に推進することを目的とした全国会議です。

そ

●層化二段無作為抽出

- ・層化二段：母集団の集落をいくつかの層に分け、それぞれの層から集落を抽出し、抽出された集落内からさらに実際に調査する標本を抽出する方法です。
- ・無作為抽出：母集団から標本を抽出する際に、選択者の意思が入らないように全くの偶然に任せて、つまり、くじ引きの原理で標本を抽出するものです。

●総合衛生管理製造過程承認施設

H A C C P手法の概念を取り入れた食品の製造過程であり、平成7年(1995年)の食品衛生法の改正により営業者の任意の申請による厚生労働大臣の承認制度として創設されました。

た

●大規模食中毒等対策本部

大規模食中毒等、重大な健康被害が想定される事象が発生した際に、実態の把握、被害の拡大及び再発防止を円滑、かつ迅速に処理するため、山口県食中毒処理対策要綱に基づき設置されます。

●大量調理施設衛生管理マニュアル

平成9年(1997年)3月に、厚生省(現:厚生労働省)が集団給食施設等における食中毒を予防するために、作成、公表したマニュアルです。HACCPの概念に基づき、調理工程における重要管理事項等が示されています。同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する施設に適用されます。

ち

●地産・地消推進拠点

県産農林水産物の販売に協力する、販売協力店、やまぐち食彩店等です。

●腸管出血性大腸菌O157

病原大腸菌(下痢原性大腸菌)のうちベロ毒素を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群(HUS)を起こすものを腸管出血性大腸菌といいます。O157は、その血清型の代表的なもので、同様なものとしてO26、O111などがあります。

て

●テトロドトキシン

フグ中毒の主な原因物質です。食後30分から5時間で頭痛、吐き気、唇の周りの痺れ等の症状が見られます。重症の場合、呼吸困難で死亡することもあります。

と

●特定家畜伝染病

家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるもので、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症、豚コレラ、アフリ

カ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザが該当します。

の

●農薬管理指導士

農薬の販売または防除等に携わる者で、農薬取締法や毒物劇物取締法等関係法令を遵守し、農薬の取り扱いに関して自ら範を示すとともに、農薬取扱者及び農薬使用者に対して適切な指導、助言をする者です。

●農薬適正使用推進員

農薬に関する知識を修得し、自らが農薬の適正使用を実践するとともに他の農業者にその知識や取り組みを広めるリーダーとなる農業者です。

●農薬取締法

農薬の規格や製造・販売・使用等の規制を定める法律で、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康保護、生活環境の保全に寄与することを目的とした法律です。

●ノロウイルス

食品中では増えず、人の腸内で増殖するウイルスです。感染力が強く、10～100個程度の少量で感染します。潜伏時間は24～48時間で、主症状は下痢、吐き気、嘔吐、腹痛、発熱です。ウイルスを蓄積した二枚貝を生、または十分加熱しないで食べた場合や、二次汚染された食品が食中毒の主な原因です。

は

●HACCP

「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略で「ハサップ」などと呼ばれています。アメリカで開発された高度な衛生管理手法で、最終製品を抜き取り検査する従来の方法とは違い、原料の受入れから製造・出荷までの全工程において危害防止につながるポイントをリアルタイムで監視・記録することにより、すべての製品が安全であることを確保するシステムです。

●H A C C P 支援チーム

H A C C P 導入を目指す事業者に対し、H A C C P プランの作成、運用に関する技術的、専門的な助言・支援を展開するため、学識経験者及び県の各保健所の食品衛生監視員等により編成したチームです。

●H A C C P 指導者

H A C C P に沿った衛生管理の導入支援と検証を適切に実施し、食品衛生監視員に対し指導的な立場となる者です。

●販売協力店

県産農林水産物等の「やまぐちコーナー」を常設し、積極的に販売に協力する量販店です。



●B S E (牛海綿状脳症)

「Bovine Spongiform Encephalopathy」の略で牛の病気の一つです。BSE を発症した牛は、異常プリオンたん白質 (PrPSc) が主に脳に蓄積し、神経細胞が壊死・空胞変性を起こし、脳の組織がスポンジ状になります。その結果、運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられています。

●表示適正事業所

食の安心・安全推進条例に基づき、食品表示の適正化を推進するため、適正表示に関する管理体制基準を満たしている食品取扱事業所（製造業、販売業等）を知事が認定する制度です。

●肥料取締法

肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

ふ

● **ファーマーズマーケット**

生産者が自ら栽培した農産物を持ち寄り、消費者に直接販売する直売所です。

へ

● **米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律**

(米トレーサビリティ法)

米穀等について、問題発生時に流通ルートを速やかに特定するため、取引等の記録を作成・保存すること及び産地情報を取引先や一般消費者に伝達することを義務付けた法律です。

ほ

● **防疫演習**

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生した際に、関係者が連携し、迅速かつ適切に対応するため事前に行っている演習です。

● **ポジティブリスト**

原則として禁止されている中で、例外として許されるものを列挙した表です。

や

● **やまぐち衛生ジャンプ事業所**

食品関連事業者が行う食品の衛生管理の高度化に対する取組を促進するため、食品等の製造、加工、調理及び販売を行う過程における一般的衛生管理の手順書を作成した事業者が保健所に届出し、事業所情報を県ホームページで公表することで、その取組をアピールできる制度です。

● **山口県学校給食県産食材利用拡大協議会**

学校給食等における地場農畜水産物の利用の拡大及び児童・生徒等の農林水産業に関する理解の促進等に資するため、平成21年(2009年)に県、生産関係、給食関係の11組織で設立し、学校給食を通じた地産・地消理解促進、県産食材の供給・

利用拡大を図っています。

●山口県危機管理対策本部

山口県危機管理マニュアルで定める危機に対し、被害拡大の広汎性等に鑑み、的確、迅速に対処するため必要があると認める時に、初動体制の確立のため、知事を本部長として設置されます。

●山口県危機管理マニュアル

県民生活の安定、県民の生命、身体、財産等に重大な被害を及ぼすあるいは及ぼすおそれのある緊急事態が発生した場合、県として速やかに初動体制を確立するとともに、部局横断的な各種対策を迅速に実施することにより、県民の生活安定、生命、身体、財産等の安全を確保することを目的として作成されたマニュアルです。

●山口県健康危機管理要綱

県内での食中毒、感染症、飲料水、毒劇物、医薬品その他の原因により県民の生命と健康に重大な被害を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合において、その原因究明のための調査・情報収集、被害の発生予防と拡大防止等についての必要事項が定められています。

●山口県高度衛生管理工程

食の安心・安全推進条例に基づき、事業者による衛生管理を徹底させる取組を一層促進するため、衛生管理の高度化の推進を規定し、「衛生管理の基準」を満たしている製造工程を知事が認定する制度です。

●山口県食中毒処理対策要綱

食中毒の発生に際し、迅速、的確な調査を実施し、発生原因、発生機序を解明するとともに、被害の拡大及び再発を防止するため、処理の基本方針等が定められています。

●山口県食の安心・安全推進条例

科学技術の進歩や国際化の進展に伴い食生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、食品の安全性や信頼性が脅かされる事件が相次いで発生しました。こうした事

態に対処し、食の安心・安全に向けた取組の一層の推進を図るため、その基本となる条例を2008(平成20)年12月に制定しました。(2009(平成21)年4月1日施行)

●山口県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、各都道府県等が毎年度定める監視指導の実施に関する計画です。食を巡る事案等を踏まえた重点監視項目を設定し、重点的、効率的、かつ効果的に監視指導を実施することにより、安全・安心な食品の生産、製造・加工及び流通の確保を図ることを目的としています。

●山口県食品表示監視協議会

食肉等の偽装表示事案の発覚を契機に、食品の表示に対する信頼が大きく損なわれたことを踏まえ、2007(平成19)年、県、中国四国農政局、県警及び下関市等の関係機関が、食品表示に関する疑義事案等について情報を共有し、迅速かつ連携して対応するために設置しました。

●山口県食品ロス削減推進協議会

県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成され、生産・流通・消費の各段階で廃棄される売れ残りや食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた取組を推進するため、2011(平成23)年2月に設置しました。

●やまぐち食彩店

県産農林水産物を積極的に利用した「地産・地消料理」を、年間を通じて提供している飲食店、ホテル、旅館等です。

●やまぐち食の安心・安全推進協議会

食の安心・安全推進条例に基づき、県、市町、食品関連事業者及び県民が連携して「食の安心・安全県民運動」を展開していくことを目的として、2009(平成21)年9月に設置しました。食の安心・安全に関する意見交換や施策等の普及啓発などに取り組んでいます。

●やまぐち食の安心・安全情報誌

食の安心・安全に関する様々な情報を掲載し、年4回程度発行します。食の安心・安全推進協議会構成団体や大学、調理師養成学校等の教育機関への配布等により、県民にお届けできようとしています。

●やまぐち食の安心・安全メール

食の安心・安全に関する様々な情報をお届けするメールマガジンです。食に関する豆知識や施策などをお届けする定期配信に加え、食中毒発生情報や食品の自主回収事案など、速やかに提供することが必要な情報を随時配信しています。

り

●リスクコミュニケーション

食品のリスク要因やそのリスクを低減するため、消費者、生産者・事業者、行政、専門家などがそれぞれの立場から情報や意見を交換し、その過程で相互理解を深め、信頼を構築することを目指す取組です。